

## 工事請負契約における契約保証金及び前払金の 取扱の変更について

平成 29 年 4 月 1 日以降発注を行う工事請負契約について、下記のとおり取扱  
を変更します。

### 記

#### 1 契約保証金

変更前

契約金額が 5 億円未満の場合	契約金額の 100 分の 10 以上
契約金額が 5 億円以上の場合	契約金額の 100 分の 30 以上

変更後

契約金額の 100 分の 10 以上
--------------------

#### 2 土木工事、建築工事及び設備工事の前払金の算出式

変更前

- |   |
|---|
| (1) 契約金額が 2 億 5 千万円以下の場合<br>契約金額の 4 割を超えない額(10 万円未満切捨て)   |
| (2) 契約金額が 2 億 5 千万円を超える場合<br>次に掲げる額の合計額 (限度額 2 億円、10 万円未満切捨て)<br>ア 2 億 5 千万円の 4 割を超えない額<br>イ 2 億 5 千万円を減じた額の <u>1 割を超えない額</u> |

変更後

- |   |
|---|
| (1) 契約金額が 2 億 5 千万円以下の場合<br>契約金額の 4 割を超えない額(10 万円未満切捨て)   |
| (2) 契約金額が 2 億 5 千万円を超える場合<br>次に掲げる額の合計額 (限度額 4 億円、10 万円未満切捨て)<br>ア 2 億 5 千万円の 4 割を超えない額<br>イ 2 億 5 千万円を減じた額の <u>2 割を超えない額</u> |

#### 3 対象となる契約

平成 29 年 4 月 1 日以降、発注公告又は指名通知等を行う契約